

受験上の配慮

追加合格

公共交通機関の遅れ等への対応

入学検定料の返還

受験上の配慮

障害や疾病及び怪我などにより、受験上の配慮が必要な場合、「ノートルダム清心女子大学 障害のある学生に対する支援基本方針」に基づき、受験時の配慮及び修学上の配慮を講じます。

受験上の配慮や修学上の配慮を希望する方は、出願登録期間開始日の1週間前までに入試広報部に連絡してください。

なお、相談の内容によっては、対応に時間を要することがありますので、できる限り早い時期に相談してください。

また、出願後に不慮の事故等(交通事故、発病等)のため受験上の配慮を希望する方は、速やかに入試広報部に連絡してください。申請が試験直前であったり、申請内容への対応が直ちにできないような場合には、希望する配慮が行えないこともありますので、ご了承ください。

公共交通機関の遅れ等への対応

当日は時間に余裕を持ってお越しください。特別な措置を行う場合は本学ホームページでお知らせします。一部地域の交通障害等は本学で把握できない場合があります、その場合は個別に対応しますので入試広報部まで連絡してください。

(1) 公共交通機関遅延の場合

必要な場合には試験時間の繰り下げを行います。

(2) 公共交通機関の不通や、災害等の不可抗力により受験ができない場合

試験日の変更等の代替措置を行う場合があります。

(3) 警報等が発令された場合

原則通常通り試験を行います。状況により試験時間の繰り下げや試験日の変更等の代替措置を行う場合があります。

※試験日の変更が行われた場合、合格発表・判定通知日が延期されることがあります。その際は本学ホームページで随時お知らせします。

追加合格

2023年3月15日(水)までの入学手続の状況により、追加合格者を決定する場合があります。

追加合格実施の有無は【2023年3月16日(木) 9:00~10:00】に本学ホームページに掲載します。

[追加合格を実施する場合]

■ 判定通知日：2023年3月16日(木)

■ 通知方法：出願登録時に登録された連絡先に電話で通知します(追加合格者の発表はホームページでは行いません)。

■ 意思確認：入学の意思を受験者本人に直接確認します。

※ 本学から連絡の際、追加合格候補者が不在等のため、本人の意思確認ができなかった場合や、速やかな意思表示がなかった場合は、入学の意思がないものとして取り扱うことがあります。特に、転居等により連絡先の変更がある場合は、必ず入試広報部へ連絡してください。

※ 追加合格に関する電話等の問い合わせには一切応じません。

入学検定料の返還

支払い済みの入学検定料は原則として返還しませんが、(1)~(4)の場合に限り返還します。返還を希望する方は入試広報部まで連絡してください。

(1) 入学検定料を支払い済みで、出願書類を提出しなかった場合

(2) 入学検定料を支払い済みで、出願書類を提出したが大学が受理しなかった場合

(3) 同一選抜へ入学検定料を二重で支払った場合(うち1回分のみが返還対象)

(4) 学校保健安全法において出席停止が定められている感染症への罹患等により試験を欠席した場合